

報告第11号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和3年12月21日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 芽室町中央公民館改修工事
- 2 工事の場所 芽室町中央公民館
- 3 契 約 金 額 変更前 84,590,000円  
変更後 85,701,000円
- 4 契約の相手方 丸富士三浦・千葉特定建設工事共同企業体  
代表者 芽室町東芽室基線3番地  
丸富士三浦建設株式会社  
代表取締役 三浦 平靖
- 5 契 約 期 間 自 令和3年6月 2日  
至 令和4年3月10日
- 6 工事の概要 内部改修工事一式（建築主体、電気設備、機械設備）。旧教育委員会執務室等を改修するもの。  
①1階 指定管理者事務室、ゆうゆう（活動室・相談室）、コピー室、町民活動支援センター  
②2階 会議室、収納庫、図書資料室  
③3階 視聴覚室・準備室
- 7 変 更 内 容 工事支障物撤去工事及び展示ホール照明器具の追加等  
令和3年12月13日 専決処分

説 明

芽室町中央公民館改修工事について、工事請負契約書第25条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。